

# 常任委員会審査報告

令和5年第1回定例会における常任委員会は下記の日程で行われました。

- ・令和5年3月10日 総務企画常任委員会・教育文化常任委員会
- ・令和5年3月14日 保健福祉常任委員会・環境建設常任委員会
- ・令和5年3月15日・16日・20日・22日 予算常任委員会

## 総務企画常任委員会

個人情報保護法で全国共通ルールを規定

**問** 個人情報保護とデータの流通を目的に法が制定された。匿名加工をすれば情報提供されるのか。データ漏洩や不正利用の危険性は。

**答** 匿名加工情報制度は、一般の市での運用は当面任意とされている。市は匿名加工の技術の議論や今後の民間活用事例を参考に運用していくので今回は見送る。匿名加工の導入時は手数料徴収ができるので条例改正が必要。匿名加工はルールに基づき提供し、誰か分からないように加工するので不正利用はないといえる。

## 農業委員会委員、消防団員の報酬の改正

**問** 市農業委員会委員の報酬財源は。

**答** 農地利用最適化交付金（※）である。

**問** 消防団員報酬の引き上げに伴い、退職金の引き上げは。

**答** 退職金は従前通りで変更はない。

※農業委員の活動実績や集約された農地の面積等の報告を基に、国が県に交付。県が各市町村に分配する。



消防団員の活動

## 令和4年議案63号・64号・65号の継続審査の件

**(意見)** 十分な議論がされておらず、納得できない部分がある。議会としても調査研究を要する部分が多々あることから、継続審査とすべき。

**議案第63号** 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について

**議案第64号** 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について

**議案第65号** 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について

## 教育文化常任委員会

牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

**問** 改正の経緯は。

**答** 送迎バスへの置き去りなど多発する保育所等の事故を受けて、安全確保のための計画を作るべきとの議論が高まったことから、基準の改正に至った。

**問** 放課後児童健全育成事業とは。

**答** 児童クラブを指し、条例の効力は市及び民間の児童クラブが適用になる。

**問** 民間の児童クラブに対して市での程度関与しているか。

**答** 定期的な面会をして情報交換を行っており、万が一不祥事等が発生した場合には立入検査をすることについて条例で規定されている。



### 保健福祉常任委員会

牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

問 安全計画の策定と送迎用園バスでの児童の見落としを防止する装置の設置等を追加するものだが、家庭的保育事業を始めようとする事業者がどのような場合に申請するのか。

答 見落としを防止する装置の設置等は、送迎用園バスに限られる。事業を始める場合には、見落としを防止する装置の設置等が必要になる。

牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例

問 令和5年4月1日以降の出産分から加算金を含め現行の42万円から50万円となるが、一般的な費用と乖離はないか。

答 県の平均出産費用が50万2,000円で、ほぼ賄えると考ええる。

介護保険制度の改善を求める意見書を国に提出することを求める請願

(意見) 国庫負担率を引き上げること

は賛成である。新年度は医療関係の大転換点で、物価高の折、命を守る政策が低下することは問題である。

#### 閉会中の調査

#### ●教育・保育施設の現状について

- ・一時預り利用児童数(令和3年度) 公立保育園 0人
- 私立保育施設 1,512人

問 一時預かりについて、公立保育園は一時預かりを受け入れられないか、預かりの理由は何か。

答 公立保育園はコロナが拡大している時期だったので、一時保育は控えていた。一時預かりの理由は、把握していない。

問 多くの市町村は、認可外保育園の監査を調査できる体制をとっているが、なぜ牛久市は行っていないのか。

答 県が主体として行い、広く状況を把握している。



#### ●保育等の保育に関する相談事例

保育園の保護者から相談があった際は記録を残す。4年度は3件。園の対応に関する相談が2件、子どもどうしのトラブルが1件。保護者の話をよく聞き、意向により、園に確認するなどの対応をしている。

### 環境建設常任委員会

宅地開発による南7丁目の1路線を市道として認定

問 令和4年6月に宅地造成が完了し、道路用地として市に帰属されたということであるが、無償であったのか。

答 無償である。

問 一般的に、市道路線の認定に伴う供用開始までの流れはどうなっているのか。

答 道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経て、路線認定の公示を行うことになっている。公示期間は30日間、道路整備課で縦覧し供用開始となる。

問 市道認定の上程を自治体によっては年2回行っているところもあるようだが、当市においてはどうか。

答 例年3月議会において一括して上程し、認定を行っている。

閉会中の継続調査  
空き家対策について

(P19)に関連記事を掲載



太陽光発電設備の設置に関する条例の制定を求める決議を提出

(P18)に決議の内容を掲載



### 予算常任委員会

#### 令和4年度補正予算

##### がんばる行政区応援事業補助金

**問** 申請の周知方法、補助金の使途、申請しない理由は。

**答** 申請は行政区活動の手引きや区長宛て文書で周知している。使途については、行政区の祭り、りんご狩り、牛久シャトーでのバーベキュー、バス旅行などに使われている。また、コロナ禍でイベントを控えた行政区、以前からイベントを実施していない行政区は申請していない。

##### 学校プールの補修

**問** 補修の対象となる小学校は。

**答** 対象は中根、神谷、牛久、牛久二、向台で、岡田、おくのについては、老朽化で補修は困難である。



**問** 今後の水泳授業は。

**答** 補修対象外の小学校と中学校はバスで送迎し、ひたち野うしく小のプールで共用していく。

##### 介護施設等の物価高騰対策補助金

**問** 補助金の対象施設と金額は。

**答** 103施設に1,585万円支出している。施設の種類や定員ごとに金額を定額で定めている。またサービス付き高齢者向け住宅は対象外であるが、デイサービスが併設されている場合は対象である。

##### 住宅用LEDクーポン券

**問** 受付実績や受付方法は。

**答** 重複や却下などを除いて1万1,399件。受付方法の内訳はWEBが7,895件、郵送が3,440件、窓口が595件である。

**問** 当初予定にない窓口受付をしたのはなぜか。

**答** 来庁者からの強い申し出があった場合に限り、WEBや郵便が優先になることを了解の上で受付することになったこと、1月31日の申請期限近には郵便は未着の恐れがあったため窓口での対応になった。

### エスカード牛久ビル及び牛久シャトー対策検討特別委員会

#### 特別委員会設置からの流れ

令和3年4月28日

エスカード牛久ビル及び牛久シャトーの今後のあり方について検討し、牛久市及び関係機関への提言を行うことを目的に設置。

8回の委員会開催を経て、

令和3年12月7日

エスカード牛久ビルの公共施設整備に関する検討結果報告(中間報告)

○「マチナカ市役所」の開設

市役所の機能の一部を整備。

○「マチナカリビング」の設置

図書コーナーや学習スペースの設置など、多世代の交流・憩いの場を。

令和4年2月9日

牛久シャトー視察

ワイン醸造場、園内の植栽状況等を視察

令和4年6月29日

牛久農芸学院のブドウ圃場の見学及び意見交換

#### 牛久市と農芸学院との連携

牛久市が、法務大臣に農芸学院でのワイン用ブドウ栽培に向け要望活動を行った結果、法務省が圃場の整備を行った。牛久シャトー(株)がブドウ栽培の指導に取り組み、将来的には農芸学院ブランドのワイン醸造に向けた事業を展開していく予定。

設置から約2年、執行部の出席や市へ資料提出などを求め、通算19回の委員会を開催し、調査研究を進めてきた。

令和5年3月9日の令和5年第1回定例会において、委員長が報告を行い、委員会の調査を終了した。

○中間報告の報告書はこちら



○結果報告・提言の内容はこちら



P.19に関連記事があります。

委員長 須藤京子 副委員長 山本伸子  
委員 秋山泉 諸橋太一郎 池辺己夫夫  
伊藤裕一 北島登 鈴木勝利  
加川裕美